

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成27年度第1回小金井市消防団運営審議会		
開 催 日 時		平成27年7月27日(月) 18時30分～20時16分		
開 催 場 所		小金井市役所 第一会議室(本庁舎3階)		
出 席 者	委員	安田孝昭・野口和史・田中康夫・當麻圭治郎・三笠俊彦・鈴木成夫・紀由紀子・渡辺大三・渡邊正明・川上秀一・松縄忠一		
	その他	稲葉孝彦		
	事務局	天野建司・吉田亮二・岡本康夫		
傍聴の可否		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会 議 次 第		1 会長の選出について 2 消防団員の改選方法について 3 小金井市消防団条例の一部改正について 4 小金井市消防災害支援隊の創設について 5 その他		
会 議 結 果		会議次第にそって、下記提出資料の説明・報告を行った。		
提 出 資 料		1 小金井市消防団運営審議会委員名簿 2 小金井市消防団員改選事務日程表 3 小金井市消防団条例改正案 4 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 5 学生消防団員について 6 小金井市消防災害支援隊の創設について 7 他自治体における災害支援隊について 8 平成26年度常備消防費・非常備消防費決算について 9 平成26年度月別消防団員出動状況 10 平成27年度消防費予算について 11 小金井市消防団運営審議会条例 12 小金井市消防団条例 13 小金井市消防団規則 14 小金井市消防団員推薦委員会設置要綱		
そ の 他				

審議経過（主な発言要旨等）

議題及び審議結果

事務局： みなさん、こんばんは。ただ今から、平成27年度第1回小金井市消防団運営審議会を開催いたします。それでは、はじめに市長の稲葉から、ご挨拶を申し上げます。

市長： みなさん、こんばんは。今日は、第1回の消防団運営審議会ということで、大変猛暑の中、またお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆様は、後援会を束ねている方々、市議会の対象の方々、消防団、消防署長、副市長と、消防団の活動に対して日頃より力になっていただいている方々の集まりであります。そういう意味で、消防団の方々が地域防災の要として頑張っているのも、みなさんのお力のおかげだというふうに思っております。ただ、月日の経つのは早いもので、もう消防団員の改選の準備をするのかと、みなさんも思っているのではないかと思います。そういう時期が来ております。また、ご苦勞をお掛けすることになるのかなと、心苦しいわけですが、伝統ある小金井市消防団がその伝統を継続し、さらに新たなページを飾れるようにしていただければなど、思っております。今日は、第1回ということで3点の諮問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局： 次に、委員のご紹介に移らせて頂きます。

本日は、委員改選後初めての審議会でもあります。また、新たに委員に就任された方もおられますので、各委員をご紹介させていただきます。資料1の『小金井市消防団運営審議会委員名簿』をご覧いただきたいと思っております。はじめに、1号委員の皆様をご紹介します。5個分団の後援会長に委員の選出を依頼し、委員になっていただいた方でございます。1号委員の安田委員でございます。同じく、野口委員でございます。同じく、田中委員でございます。同じく、當麻委員でございます。同じく、三笠委員でございます。

続きまして、2号委員につきまして、市議会議員からの選出でございます。2号委員の鈴木委員でございます。同じく、紀議員でございます。同じく、渡辺大三委員でございます。

続きまして、3号委員につきましては、小金井市消防団長でございます。3号委員の渡邊正明委員でございます。

続きまして、4号委員につきましては、市の副市長でございます。4号委員の川上委員でございます。

続きまして、5号委員につきましては、関係行政機関の職員として小金井消防署長にお願いしております。5号委員の松縄委員でございます。

次に、事務局職員について紹介させていただきます。総務部長の天野でございます。地域安全課防災消防係の岡本でございます。申し遅れましたが、私、地域安全課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。本来、議事進行につきましては、会長にお願いするところではございますが、議題(1)の会長の選出についてまでを、事務局のほうで議事進行させていただきます。資料11の小金井市消防団運営審議会条例をご覧くださいと思います。会長の選出につきましては、本審議会条例第4条第2項に基づきまして、委員の互選によって定める旨、規定されておりますので、委員の皆様からの指名推薦により決定したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

— 異議なしの声多数 —

事務局 : それでは、ご異議なしと認め、指名推薦といたします。
どなたか、ご推薦をお願いいたします。

野口委員 : 安田委員を推薦します。

事務局 : ただ今、野口委員より会長に安田委員のご推薦がございました。
安田委員に会長をお願いすることで、よろしいでしょうか。

— 異議なしの声多数 —

事務局 : それではご異議なしと認め、安田委員に会長をお願いすることと決定いたします。それでは、安田委員には、会長席にお移りいただき、一言、ご挨拶をいただきたいと存じます。お願いいたします。

会 長 : みなさん、こんばんは。ただ今、ご推薦いただきました安田でございます。大変な先輩方を差し置いて、会長を務めさせていただくのは、心苦しいのですが、2年間頑張りたいと思います。また、正直に申し上げて、こういった席になかなか慣れておりませんが、何かございましたら叱咤いただければと思います。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。

事務局 : ここで、会長が選出されましたので、議事の進行を会長にお願いしたいと思います。会長、お願いいたします。

会 長 : それでは、次に、「職務代理の指名について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 : 職務代理の指名につきましては、本審議会条例第4条第4項の規定では、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する旨規定されておりますので、会長の方か

ら職務代理の指名をお願いしたいと思います。

会 長 : 私の方からの指名ということですので、職務代理者には、野口委員をお願いしたいと思います。野口委員、よろしく願いいたします。

野口委員 : はい、よろしく願いいたします。

会 長 : それでは、議題(1)の「会長の選出について」を終了いたします。次に、議題(2)の「消防団員の改選方法について」から議題(4)の「小金井市消防災害支援隊の創設について」までを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局 : 本審議会につきましては、諮問が3件ございます。「消防団員の改選方法について」、「小金井市消防団条例の一部改正について」及び「小金井市消防災害支援隊の創設について」につきましては、市長から諮問の準備が整っております。各委員におかれましては、各諮問書を配布させていただきますので、ご覧いただきたいと思ひます。

それでは、市長、諮問書の朗読をお願いいたします。

市 長 : 諮問させていただきますので、よろしく願いいたします。

小金井市消防団運営審議会会長安田孝昭様。小金井市長稲葉孝彦。小金井市消防団員の改選方法について（諮問）。小金井市消防団員の任期が平成28年3月31日付けをもって満了するため、消防団員の改選を行う必要があります。つきましては、小金井市消防団運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので貴審議会の意見をお示してください。記。1 諮問事項。小金井市消防団員の改選方法について。

小金井市消防団運営審議会会長安田孝昭様。小金井市長稲葉孝彦。小金井市消防団条例の一部改正について（諮問）。小金井市消防団条例に関し、市内在学者の入団及び小金井市一般職の職員に対する団員報酬の支給を行うため、小金井市消防団運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので貴審議会の意見をお示してください。記。1 諮問事項。小金井市消防団条例の一部改正について。

小金井市消防団運営審議会会長安田孝昭様。小金井市長稲葉孝彦。小金井市消防災害支援隊の創設について（諮問）。小金井市地域防災計画に基づき、大規模災害時に災害現場等で活動する消防団員を支援するため、小金井市消防団員OBによって組織される小金井市消防災害支援隊の創設を検討しております。つきましては、小金井市消防団運営審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので貴審議会の意見をお示してください。記。1 諮問事項。小金井市消防災害支援隊の創設について。

事務局 : ここで、市長は他の公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

市長：どうぞ、よろしくお願いいたします。（退席）

会長：ただ今、市長から諮問がございました。

はじめに、「小金井市消防団員の改選方法について」を議題といたします。
細部につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局：それでは、説明させていただきます。消防団員の任期につきましては、消防団規則第6条により任期が2年となっており、現在の消防団員の任期は、平成28年3月31日をもって任期が満了するため、後任の団員の任命が課題となっております。団員の任命につきましては、消防団条例第3条第2項に「①市内に居住又は勤務する者 ②18歳以上の者に該当する者のうちから、市長の承認を得て団長が任命する。」と規定されております。

また、第3条の2の規定では、団員を確保するために、消防団員推薦委員会を各分団で設置していただき、改選事務を行っていただく形になります。資料2の「小金井市消防団員改選事務日程表（案）」をご覧ください。

（消防団員改選事務日程表の資料の説明）

以上の流れで、事務局としては進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

会長：事務局からの説明が終わりました。

本件につきまして、各委員から、「改選方法について」、また「事務局の日程案」など、ご意見がありましたら、お願いします。

委員：意見なし

会長：それでは、特に意見はないということで、質疑を終わらせていただきます。消防団員の改選にあたりましては、関係各位に大変なご苦勞をお掛けします。それでは、答申書の文案につきましては、会長に一任ということで措置したいと考えますが、いかがでしょうか。

— 異議なしの声多数 —

会長：特になければ、以上のように決定させていただきます。なお、各委員には、答申後に写しを送付することといたします。それでは、議題(2)の「消防団員の改選方法について」を終了させていただきます。

次に議題(3)の「小金井市消防団条例の一部改正について」を議題といたします。

細部につきましては、事務局から説明を求めます。

事務局：今回の改正では、先ほども申し上げましたが、2点について改正する内容でございます。まず1点目として、現在、小金井市消防団条例の第3条第2項第1号に「市内に居住又は勤務する者」となっているところではご

ございますが、平成26年11月28日付け国の消防庁次長名で、「消防団の充実強化に向けた当面の重点取組事項について」という文書の中で、大学生等の消防団への入団促進を図ることから、消防団員の任命要件として、居住者及び在勤者に加え、在学者を加えるよう、条例改正をする旨の文書が来ております。従いまして、任命要件に在学するものを追加し、「市内に居住し、勤務し、又は在学する者」と変更するものでございます。

続きまして、2点目でございます。小金井市消防団条例第12条の報酬では、現在、市役所の一般職の職員が団員を兼ねる場合は、報酬を支給しないものとなっているところではございますが、今回、市の職員に対しても他の団員同様に報酬を支給するよう改めるものでございます。公務員にはいわゆる兼職禁止などの規定があり、許可などの手続きが必要であります。しかし、平成25年度に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されたことにより、地方公務員法第38条第1項の許可を要しなくなったこと、また、公務員が消防団に入団したいと申し出たときは、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、認めなければならないことなど、消防団への入団に対して、後押しする法律が制定されております。また、一般職の職員が消防団員を兼ね、消防団員として、勤務する対価として受ける報酬につきましては、地方公務員法第24条第4項の重複給与支給の適用を受けないとの記載もあり、消防団員として報酬を受けることに問題はないと考えております。また、近隣市の支給状況でございますが、現在、近隣市においては、消防団員のいない市もございますが、近隣市いずれも支給している、また、職員が入団した場合は支給するとの回答を伺っているところでございます。従いまして、本市においても職員に対する団員報酬を支給したいことから、小金井市消防団条例第12条第2項の一規定を削除するものでございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 : 事務局からの説明が終わりました。本件につきまして、2点、市内在学者の入団をみとめることと、市一般職職員に対する報酬の支給について、各委員からご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

渡辺委員 : 事務局に伺いたいのですが、一つが学生団員に対してなんですけれども、一部存じ上げている団員さんがありまして、中央大学に在籍されている方で、消防団員として頑張っていらっしゃるんですが、現状各分団で学生団員さんは、どういう配属状況になっているかということ伺いたいと思います。

それから、市の職員が兼職した場合の報酬の支給は、むしろ小金井市は遅れていたということで、今回の改正については賛成の立場であります。

それで、今後の一つの考え方で、分団ごとに若干違いはあるのかと思いますが、大規模な店舗が駅前にできたりして、自営業者も徐々に減ってきていたりして、団員の確保にあたっては、各分団に濃淡はあっても、だいぶ苦勞されるのかなと思っております。それで、市の職員に関しては、直近の状況で分団ごとにどのような在籍状況なのかということをお知らせいただきたいと思います。あと、8月20日に山梨県甲斐市というところに何人かの市議会議員が集まって視察に行ってくるのですが、山梨県甲斐市では、新しく市役所に入られた職員については、基本的には研修という形ではありながらも、男性女性を問わず全員が消防団に配属されるということが行われております。全国的に消防団員のなり手がなかなか見つからなくなってきている状況があって、一つには各分団に薄く広く人材を供給するという効果があります。また、市役所で働く職員が入庁して、はじめの1・2年ぐらいは研修も兼ねて入団すれば、地域のことを良く知っていただけで、地域の地理にも詳しくなりますし、人間関係にも詳しくなりますし、そういう観点から行くと、そのまま小金井市にすぐ導入できる制度かわからないですけども、そういう制度も研究していただきたいと思います。

事務局 : それでは、まずはじめの学生団員の件についてでございます。今現在ですと、1分団、3分団、5分団に1名ずつの学生がいるということになっており、小金井市消防団には現在3名の学生の方がいるという状況になっております。

続きまして、市職員の消防団への配属状況でございます。現在、3分団に団員として1名、5分団に副分団長として1名の職員が消防団員を兼職しているところでございます。それから、8月20日に甲斐市に行かれるということで、甲斐市については、以前からということで、最近はじめたというわけではなく、数年前から新入職員を、研修という位置づけで団員さんということで実施されているというふうに聞いているところでございます。小金井市につきましては、今後、研究課題なのかなと認識しております。以上です。

渡辺委員 : ご答弁ありがとうございます。学生団員さんの件、分かりました。聞くところによると、今入られている学生団員さんは、まったく勧誘を受けないで、自分から志願してなられた方もいるということで、大変ありがたいことだと思っております。今回は少し枠も広がりましたがけれども、是非多くの若い方に加わっていただければありがたいということで、今回の改正については、有意義な改正ではないかなと思っています。

あと、市の職員については2名ということで、小金井市内で最大の従業員数の事業所は、間違いなく小金井市役所なのではないかと思うんですね。

要するに市役所ということと言えますと、最大の事業所であるということ
で、従業員が3人しかいないところで2名の団員さんを出されていたこと
もありましたよね、1分団だったと思いますが、それから考えたら何百人
という市役所から2名というのは、この2名の職員の方については大変敬
意を表するものなんですけれども、ちょっとそういう研修制度などと連携
して欲しいと思います。また、入ってくる時に一定の何か条件を付されて
いない限り、いったん雇用した後に無理にお願いできないと思うので、採
用の時に条件を付す必要があるのではないかと思ったりもしていて、自分
で研究はしてみるんですが、ちょっとそういう点から考えると、いきなり
全部とはいかないまでも、少なくとも例えば各分団に1ないし2名ずつは
平均して人材を抛出できるぐらいの市役所としての体制を考えていただけ
ればと思います。我々市議会議員も甲斐市に伺って、話も聞いてこよう
と思っています。また、改めてそれぞれ提案をするかもしれませんが、是非、
市のほうでもこの改選でやらないと2年先とか先送りになるので、ま
た職員課のほうで市の職員の採用もあるわけで、いずれも総務部担当にな
るので、是非ちょっとその地域安全課と職員課で研究をしてみただい
て、できれば今度の消防団員の改選、来年の市役所職員の採用ぐらいで、
試験的にやってみることはできないかなと思っています。やっぱり研究と
いうと先送りになってしまいそうで、研究じゃなくて、是非、試験的にで
も4月に向けて、前向きにやっていただきたいということで、要望してお
きます。条例改正自体は大賛成でありますから、その点だけちょっと善処
していただきたいと、要望だけ述べておきます。以上でございます。

事務局 : 就業体系ということで、現在の消防団員の方については、サラリーマン
の方が多くなってきております。34名ぐらいの方が、サラリーマンの方
で結構市外のほうにも出られているという状況があり、自営業者の方は3
5名ぐらいということで、なかなか日中市内にいられない方も増えている
ということが現状でございます。先ほど渡辺委員からも発言がございました
が、市の職員についても、市内に住んでいるという方がだいぶ減ってき
ているというところではあります。そういった中でも、私どもで何もしな
いというわけではなく、前回の改選のときなども新人などにお話をちらっ
とさせていただきまして、興味のある方については、お話をしたところ
でございます。しかしちょっとご家族の事情があって、その方についてはお
断りをさせてもらうような話を伺っているところでございます。また、地
域安全課としても、色々な方面にアンテナをめぐらせて、団員に興味のあ
る方については、個々に説明をしながら入団をしていただけるようにして
いきたいと思っております。以上でございます。

鈴木委員： 2点、質問をさせていただきたいと思います。学生団員の確保と、また市の職員の消防団への入団ということで、こうした課題について一定の整理がなされて、環境が整備されてきたのかなということで、今回の条例改正を受け止めています。学生団員について伺いたいのは、市内には3つの大学がありますよね、それで大学と何か協定というか、こういうことをトップ会談みたいな形でお願いすることができないかどうかについて、伺いたいということが1点です。

2点目は、市の職員の消防団への入団の問題です。私も推薦員をやらせていただく中で、地元地域にお住まいの方に紹介をしていただいて、お願いをしに回った人間の一人です。それで、いろいろ問題があるなど、解消すべき課題があるなどということを感じていまして、まずその職員の情報をいただくという事について、これもデリケートな個人情報なのですけれども、それを推薦委員としていただくということについての整備ができていくかどうか。

それともう一つは、今あの渡辺委員が言われたことが、まったくもっともだと思っていまして、やはり、職員の採用の際にそうした問いかけをする、条件付けと言っていいかどうかは分かりませんが、これはやはり必要だと思っております。それで、やはり市内最大の事業所である市役所の職員の皆さんに地域に入ってもらって知っていただくためには、消防団の活動というのは非常に有益だと私も思っております、ここはやっぱりそのトップの裁量も必要だと思っておりますよね。そして今、こういった形で消防団運営審議会が開かれて諮問をいただいているわけです。そういうことについて、総務部だけの話ではなくて、全庁的に考えていただくということになると、トップの判断というのがある程度必要になってくるのかなと思います。この辺はどういうお考えなのかということについて、教えていただければと思います。

事務局： それでは、まず大学との協定についてでございます。今現在、大学との協定については結んでおりません。また、そのようなお話があるかということ、こちらのほうは進んでいないというのが現状でございます。しかし、大学への働きかけにつきましては、当然地域に大学があるところでは、後援会や皆様がお声を掛けていただいていると思っております。こちらのほうにつきましては、事務局といたしましても何か会議等の接点がある場合については、消防団員の入団についてのお話をさせていただければと思っておりますし、例えばチラシのようなものを配布するとか、何か良い方法がないか模索しているところでございます。先ほど鈴木委員からありましたトップ会談ということについては、市長のほうにもちょっとお話をしていきたい

いと思います。これは、先ほどの3番目の件に絡んでくると思うのですけれども、鈴木委員からご意見があったということでお話できればと思います。

続きまして、2番目の個人情報の件でございます。こちらのほうについては、申し訳ございません、整理ができているかというお話だったんですが、特段その整理ができているというわけではありません。今日またそのようなご指摘をいただきましたので、こちらのほうで検討させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木委員： ありがとうございます。この協定のことについても、職員の個人情報の問題についても、実際に誰がお願いに行くのかという問題があるんですよ。このときに、お願いに行くということについての理解をいただきたいと思っております。例えば、新しく職員を採用する際にというところでは、推薦委員会としては関われないわけなので、私たちが推薦委員会として関わるとすると、その地域にお住まいの職員の方に、やっぱり入団をお願いに行くという形になると思うんですね。ただその情報をいったい誰からいただければ良いのかなというところで、まだ整理できていない。だからここは課題として捉えていただいて、是非、推薦委員会として動けるような形、環境の整備をお願いしたいと思っております。

紀委員： 色々ご努力されているにも係わらず、やっぱり消防団の人員を確保するのが大変だということで、よくお話を聞かせていただいております。各大学に案内のポスターとかチラシとかそういったものは、既に行っているという事なのか、その点を伺いたいと思います。

そして、報酬が今回から条例改正によって、きちんと市の職員の方にも出るようになるということでもありますけれども、他市では既にやっているということでもありました。これが遅れた理由は、私としては至らなくてその点について分からなかったんですが、当然、この支給すべきものではなかったのかなと、当然、大変なご苦労がある消防団の任務に就きながら、報酬もなかったのかということ、ちょっと私自身がよくよく存じ上げてなかったなということ、恐縮しているところではあるんですけれども、その遅れた理由は何かということと、あと、女性の登用、あの一般の消防団の団員の中に混じってというのは、いろいろ難しい点もあるかと思うんですけど、まずはじめに本団のほうに女性を登用するとかそういった工夫をしていただければというふうに思います。その点はいかがでしょうか。

事務局： それでは、一番最初のポスター・広報掲示物の関係でございます。こちらにつきましては、市のほうで独自に作っているポスターというのは、正直ないんですね。しおりだったり、チラシだったりというのは、作成して

募集しているんですが。消防庁とかそちらの関係団体のほうから送られてきて、地域安全課の事務室の前の壁のところは何枚か貼ったりはしておりますので、その辺消防協会とか消防庁がその大学に配布していただけてるのかなと思うのですが、再度確認をいたしまして、直接送っていただけるような形でお話ができればと思っています。それで市で作ったものがあれば、大学等には送付していきたいと思います。

続きまして、報酬の関係でございます。今回は小金井市がかなり遅れているということで、ちょっと私も過去調べてみたのですが、その条例ができた最初の時期から支給しないということになっておりました。その時には、職員に対する報酬の二重給付みたいな話があったのか、その辺のところがあって、出動手当のみということでしたのかなど。これはあくまで私の想像になってしまうのですが。そういったところもあり、その後先ほども言った、消防団を中核とした法律の後押しもあり、聞くところによると、西東京市も最近まで報酬のほうは支給されておらず、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されたことに伴い、報酬を出しているというところがありまして、小金井市は近隣市で言うと最後ということになってしまうのですが、小金井市でも支給していきたいと思っています。

続きまして、女性団員の件でございます。当審議会でも何度かご協議していただきまして、どうしようというお話が出てくると思うんですが、各分団に配置というのは、環境の整備、紀委員がいわれたとおりになかなか難しいかなというところを考慮して、他市も聞きますと本団付けというような形で、イベント・広報活動というところで女性の方を登用していると聞いているところがございます。こちらのほうにつきましては、近隣ではあまりないのかもしれませんが、狛江市とか東大和市でしたか、他市でも女性消防団員がおりますので、そちらの情報を得ながら研究していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

紀委員 : ありがとうございます。1点目につきましては、やはり大学の中でもっともっとアピールするためには、そういったポスターとか、大学の中にちゃんとそれがあって、そして小金井市のそういった案内もあってというのが望ましいというふうに思います。それと、2点目の報酬については、やはり当然あるべきものだと思いますので、今回の改正によって、良い方向に行ったのではないかとこのところ、喜んでおります。そして、また3点目については女性の登用ということで、やっぱり消防ということも本当に災害時に大変大事になってきますし、日常活動においても、やはり女性が入ることによって、もっと身近なところで、女性の視点も生かすこと

ができるし、市民の方から見ても、やはり男性だけではなく女性がいるということで、身近に聞きやすい存在にもなると思いますので、是非、進めていっていただきたいと思います。

会 長 : それでは、他には意見はないということで、質疑を終わらせていただきます。ただ今、貴重なご意見やご要望をいただきました。その内容を十分に踏まえまして、答申を作成したいと思います。答申書の文案につきましては、会長に一任ということで措置したいと考えますが、いかがでしょうか。

— 異議なしの声多数 —

会 長 : 特になければ、以上のように決定させていただきます。なお、各委員には、答申後に写しを送付することといたします。それでは、議題(3)の「小金井市消防団条例の一部改正について」を終了させていただきます。

次に議題(4)の「小金井市消防災害支援隊の創設について」を議題といたします。細部につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 : それでは今回の支援隊創設の概要でございます。資料6をご覧くださいと思います。まず1番の概要でございます。経験豊富な知識及び技術をもって退職された消防団員を消防災害支援隊として登録をしてもらい、地震等の大規模災害時に消防団を後方から支援していただくという制度でございます。続きまして、目的でございます。小金井市地域防災計画に基づき、大規模災害時に災害現場等で活動する消防団員を支援し、本市の消防防災体制の充実強化を図るものでございます。こちらに地域防災計画の1文を載せているところでございます。地域防災計画では、災害時における消防団体制を補完するため、体制の多様化や小金井市消防団のOBの組織化について検討するというようになっており、消防団員の支援隊についてそちらをもとに創設するものでございます。具体的に対象者のほうでございます。市内在住及び在勤者、消防団員として4年以上2期経験した者で、年齢が原則ですが70歳以下ということで、対象者とさせていただきます。支援隊の位置づけでございます。こちらはボランティアということでお願いしたいと思っております。ですので、報酬や出動手当、費用弁償はなしというところで考えております。任期につきましては、消防団員と同様に、この支援隊も原則2年ということで考えているところでございます。(3)の登録者数でございますが、各分団の定員を一応3名ということで設定させていただいております。続きまして、5番の参集方法でございます。市内に震度5強以上の地震が発生し、かつ、市内全域に被害が拡大

していると予想される場合、家族等の事情が許す範囲で、あらかじめ指定された消防団詰所もしくは市役所に参集するというございます。基本的には出身分団詰所に集まっていたくような形になりまして、詰所に行ける状況ではないといった場合には、市役所のほうに参集していただくというような内容でございます。6の活動内容でございます。日常の活動は特にございません。あくまで大規模災害が起こったという前提でございます。その中で情報収集であるとか、次のページに行っていたくしまして、消防団の後方支援、災害活動支援というようなところで考えているところでございます。ですので、通常の火災等が発生した場合は、特段出動しないということで、あくまでも大規模災害が発生した場合に、消防団員の後方支援として行っていたくという形になります。7番目の指揮命令系統でございます。ご覧のとおり、上からまいりまして、各分団からの要請なのか、依頼なのかというのはありますが、各分団からの要請等により、支援隊が活動し協力していくというような形になるものであります。8番目、貸与品でございます。こちらはベストとアポロキャップを考えているところでございます。9番の災害補償につきましては、こちらに書いてある東京都市町村消防団員等公務災害補償条例に基づき、損害を補償するものでございます。あくまでも、民間協力者としての補償というような形になります。補償内容については、その方ごとによって変わってくるということになりますので、別表のほうで対象者・補償内容等をご覧になっていただければと思います。それで、9番の(2)その他の補償でございますが、公務災害補償はあるのですが、一定、民間協力者ということであるのですが、その他の補償については、基本的には適用なしというところでございます。なお、その後に戸田市と秦野市の支援隊についての資料を参考として、付けさせていただきました。他市の状況なども勘案させていただきました。なお、また同時並行で分団長会議にもこちらのご意見を合わせて伺っているところでございます。分団長会議の中では、先ほど定員数というお話をさせていただいたのですが、3名では少ないのではないかとというようなご意見もいただいているところでございます。こちらのほうで調べた結果、全体の6割につきましては、定員数は実はなしというところ、特に上限は設けずにやっているところは結構多くあるというところがありますので、来る者は拒まずという訳ではないんですが、一人でも多くの方に登録していただくところが多いというところになっております。逆に定員数ありは、約4割というところで、人数のほうは色々あるというところでございます。その他、分団長会議の中では、活動内容についてもう少しはっきりイメージしたほうが

良いのではないかというような意見もいただいているところでございます。また、6番の(3)でございます。災害活動支援のところ、※のところ書いてあるのですが、1年に1回程度の会合・訓練等を行う予定、具体的にないかというお話だったのですが、訓練等については市の総合防災訓練であるとか、水防訓練などにも参加していただきながら、団員さんとの交流も図っていただければと思います。また、1年に1回程度の会合ということで、支援隊の方に集まっていたいて、情報共有等ができればいいのかなというところで、回答はしているところでございます。その他、支援隊の活動のところ、先ほどもお話したのですが、現場で消防団員の指示に従うことというような、もう少しはっきりと明記したほうが良いのではないかというような意見もいただいております。以上でございます。

会 長 : 本件につきまして、各委員からご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

渡辺委員 : 新たに消防災害支援隊を創設するというので、積極的な取組で良いことだというふうに思います。いくつかちょっと細かなことで、伺いたいのですが、まず対象者なのですけれども、消防団員として4年以上経験をした者、年齢が概ね70歳以下というのは妥当だと思うのですが、4年以上経験というところで、2期っていうことだと思うのですが、例えば2年1期満了された方なら良しとした場合に何か弊害があるのかということですね。たぶん消防団で、それなりに2年間やられると、相当トレーニングされているんじゃないかなというふうに思っていて、さほどハードルを上げなきゃいけない理由があまり見当たらないので、例えば1期2年、途中でやめてしまった人はともかく、1期2年満了されたような方であれば、積極的に協力するよという方がいらっしゃったら、あえて4年にして、それを排除しなきゃいけない制度設計の理由は、もし何かあるのであればお答えいただきたいのですが、私は1期2年満了ぐらいでも良いのではないかなと思うのですが、ちょっと4年とした理由が分からないということが一つあります。

それから、任期が原則2年で消防団員の改選に合わせて、入隊・除隊の手続きを行うということなのですが、ちょっと目まぐるしいので、こちらのほうは逆に任期4年くらいにして、4年か5年にして、そんなに2年ごとに改選する必要があるのかということ、地域安全課も大変じゃないですか。消防団の改選だけでも大変なのに、こっちの改選までやるんですか、同じ時期に、ということでできればオリンピックと同じで4年に1回ぐらいですね、やっていただけたらどうかなということなのですが、これも2年にしなきゃいけない何か理由があるのかどうかということですね。

あと、分団長会議でもご意見が出ていたということですが、やっぱり各分団で3名というのと、ちょっと少ないよねと、いざ震災になった時にその家の事情やら本人の身体状況などで、仮に2人ぐらい来られないと1人しかいないということですよ、そうすると隊まで名付けて、災害支援隊というふうに名付けたのに、実際に参集したら1人だけだったとか、ちょっとそうすると意味が無い。かといって、今の小金井市の財政状況から考えて、報酬支給するとなると、無制限に登録していただくわけにもいかないのかなと思いつつながら、基本的にはボランティアですよ、公務災害補償はある程度あるとしても、だとすると各分団定員3名というのは、いずれかの分団長さんからの意見が出ていたようですが、ちょっと、ぎよっとするぐらい少ないのかなと、また他の市での事例もあるので、ということなのだろうと思うんですけど、もうちょっと人数が弾力的にできないものであろうかなと思うのですが、当面3名にしたいのは、ベストとかアポロキヤップの予算がないってことなんですかね。何で3名なのか分からないので、ベストやアポロキヤップを買う財政が無いというのだったら、考えられなくもないかと思うのですが、そんなに高い物とも思えないので、何で3名なんだというところがちょっとわからないところです。

あと、さっきあった6の(3)ですか。1年に1回程度の会合・訓練等を行う予定とあるのですが、さっきの話だと総合防災訓練とかに来てもらうようなお話でしたよね。ただ、いざという時に分団に参集して、分団の方々と一緒に行動するわけですよ。そうすると、日頃、分団と何かこう、訓練とかトレーニングとか色んなもので交流されてないと、実際に上手くいかないのではないかなと。あとさっき指揮命令系統の話もありましたよね、日頃から分団単位でやっとかないと、総合防災訓練に年1回来てもらうだけで、いきなり災害のときに分団にふらっと来られても、逆に分団長が持て余すのではないかなと思う面もありましてね。やっぱりそうすると、日頃から分団単位で、ただこれまた分団長の仕事が増えて大変なのかなと思ってしまうのですが、分団単位でやっとかないと総合防災訓練に来てくださーいと、ちょっとまずいのではないかと思います。私も実務に詳しくないのですが、むしろ経験者の皆さんがたくさんいらっしゃるから、伺いたいのですが、分団単位で少しトレーニングしておき、日頃、意思疎通をしておく必要があるのではないのかなというふうに思います。まだざっとしか読めてないのですが、ちょっと今言ったようなことが気になった点なので、理由その他あれば。あと最後にすいません。条例を作って条例設置するのでしょうか、それとも要綱などで設置するのでしょうか。条例案の形をとってないので、条例にはしないってことなのではないかな。最終的

にはどうやって設置する予定なのか、教えていただけないでしょうか。

事務局： それではまずはじめの対象者のところでございます。他市なども調査した上で、ある程度経験をしたというところで、知識を持っていただいて、4年2期というところで設定させていただきました。あまりその4年2期という期間にこだわってはおりません。

続きまして、任期についてですが、原則2年というところで提案させていただきましたが、確かに手続き等もあると思いますが、基本的には団員の改選時というところで事務局としては考えておりました、そのときにあわせて募集等をさせていただいた中で、手続きができればなどと考えております。こちらのほうにつきましても、事務局のほうが一人一人にお声かけをするのではなく、後援会の皆様等をお願いをしておりますね、OBの方にあたっていただいたりと隊員の募集をお願いしたいと考えております。

続きまして、訓練等につきましては、先ほど申し上げた市の総合防災訓練や水防訓練を予定しているところでございまして、年に1回の会合というのは、このような会議室で顔合わせの場を持ちながら情報共有ができたかなと思っております。また、渡辺委員からご指摘のございました各分団との訓練というお話がありましたが、基本的には大規模災害時の活動というふうに限らせていただいております、保険のほうもなかなか適用にならないというところで、活動内容にも書かせていただきましたが、平常時での活動はなしというところで考えておりました、あくまでも大きな災害が起こった際に、後方支援としての情報収集であるとか、避難誘導、負傷者への応急手当というところで考えているところでございます。

また、定員のほうにつきましては、分団長会議の中でも意見がございまして、今、渡辺委員からもご発言があったというところで、こちらのほうについては事務局としても検討させていただきたいと思っておりますので、その辺については今後も再考していきたいと思っております。

また、支援隊の創設につきましては、条例制定というのは考えておりません、要綱等で対応していきたいと、今現在考えておるところでございます。以上でございます。

渡辺委員： ありがとうございます。まあ、要するに私がさっき言いたかったことは、せっかく協力してくださるといふ方がいた場合に、2期やっていないからあなたは駄目だというふう言わなきゃいけない理由があまり見当たらないと、積極的にやっていただけるということなので、4年以上経験するというふうにする合理的な理由が見つからないとも思いますので、ちょっと研究してみたいと思います。あと、任期が2年というのも、少しめまぐるしい感じがしないでもないということで、運転免許証ぐらいの期

間の任期があっても良いのではないかと、今ゴールド免許ですと5年ですか、それぐらいの任期があってもいいのではないのかなと思います。あまり2年ごとに改選する合理的理由が見当たらない、報酬でも支給するのであればきちっとすべきだと思うんですが、ボランティアだという前提にたつと、ちょっとめまぐるしい更新期間ではないのかなと思います。定員については、今お話しいただいたように、分団長さんたちともお話しいただいて、検討して見ていただく必要があるかなと思います。ほとんど予算はかからないので、たくさん来ていただけるのであれば、それに越したことはないのかなと個人的には思います。あとは、指揮命令系統については、分団との関係は、外野からあれこれ言うよりも分団長さんがそれぞれ分団で災害時にも指揮をとられると思うので、分団長さんが日頃この災害支援隊の方々と、どういう付き合いをしていると、いざという時に動きやすいのかというところは、事務的な判断ではなくて、各分団ごとでも色々な判断があるとは思いますが、まあ現実にいざという時にちゃんと機能するようにしておいたほうが良いかなと、そうすると日頃から顔の見える関係になつとかなないと、いざという時に来られて、あれこれ勝手に始められても困るわけですね。そうすると、やっぱり分団単位できちっとそういうことを日頃からやっておく必要があるように、素人考えでも思える面もありますので、そういう点で言うと、分団の方々の意見を尊重していただいた上で、いざという場合に機能する災害支援隊にさせていただくように研究してみてください。以上でございます。

松縄委員： この支援隊の件ですね、ボランティア的な位置づけで災害活動を支援してもらおうと、東京消防庁には災害支援ボランティア制度というのがありまして、阪神淡路大震災で色んなボランティアの活動が行われたということ契機に創設したようです。要件としては、消防署のOBも含めて、あとは救命講習の知識があるとか、運転の技術があるとか、そういう方たちを登録しているわけです。大規模災害時に支援してもらおうという、同じような制度だと思うんですね、対象者が違うというところで。それで、その災害支援ボランティア制度を参考にしてもらいたいというのがひとつと、この補償制度のところで、東京消防庁の災害支援ボランティアはボランティア保険に加入しています。ですから、毎年続けますか、登録しますかという意思確認をして、登録・継続してやりますよという方については、ボランティア保険に加入するという形で、何でかというところ、今回の災害補償を見たときに、災害時の補償はあるんですけど、訓練時の補償はあるのかなというところで、ちょっと気になったので、東京消防庁の制度を紹介させていただきました。年に1度程度の会合及び訓練を行うというところで、

補償というのがないんですよね。避難誘導とか、負傷者の応急手当でも、転んで足をくじいてしまう方もたくさんいますので、そういうところまで考えておいた方がよろしいのかなと思います。以上です。

事務局： 松縄委員より、日頃の訓練時の補償についてのお話がありました。こちらのほうにつきましては、通常、日常の活動はなしということで、訓練等の対象とはならないと、大規模災害があって、その時に民間協力者としての立場で協力していただいて、その際に何かケガなどがあった場合に補償されるということになっておりますので、今のところ日常の補償は無いところでございます。

松縄委員： 分かりました。また、支援隊について、どういう制度にするのか、任命方式にするのか、登録方式にするのか、あとは任命方式だと指揮命令系統がどうなのかということまで決めないといけないと思うんですが、消防技術を持ったOBとして、地域の防災のために、なおかつ、消防団が活動しているその現場で支援しよう、それは登録してあろうとなかろうと、現場に行き手伝う人はたくさんいると思うんですね。今だって現に、そういう活動もOKな訳で、その場で従事作業命令をかければいいので、そういうことも含めて幅広く検討したほうが良いかと、それってというのは、今、東京都のほうでも長期ビジョンの中で、平成36年までに2千万人ぐらいの防災訓練の参加者を増やしていきたいという中で、年間に直すと2百万人ぐらいなんですけど、現在、東京都全体で180万人ぐらいで、もう少しレベルアップしていかなくてはならないと、そんな中で一番核となる町会・自治会であって、その中の防災市民組織なんですね。それが、特別区内でいうと、だいたい87%ぐらい、9割近くの結成率です。結成率は、総世帯数分の結成世帯数で割り出しているんですけど、小金井市の場合、ちょっと低くてですね、26・7%なんですね。多摩地区でいっても、50%弱なんですね。そうすると、消防団員のこういうOBを活用した制度も良いですし、また自主防災組織みたいなものを団員OBの方に結成してもらおうと、もう教えなくてもすぐできるじゃないですか。そんな制度も含めて幅広く、各分団定員3名とか、こういう少ないものではなくて、やっていただけたらどうなのかなと思います。以上です。

鈴木委員： 今、松縄委員のおっしゃることは、もっともだと思ひまして、この制度を小金井市がどのように活用していくのかってことの行き先・ビジョンを、この消防団運営審議会という場で、各委員さんも含めて、少し練る時間をもっていくべきだろうなということを感じています。そういった中で、課題として考えていかなくてはならないのは、人事権の話です。あとボランティア保険の話もありました、私は災害支援ボランティアをやらせ

ていただいておりますが、登録型の災害支援ボランティアでさえ保険に加入しているということ、重く受け止めていただきたいと思います。これは、ボランティアとして手を上げている市民の皆さんにとって、モチベーションの問題なんです。ここはやはりしっかり考えてもらいたい。これについて、どうお考えですか。あとは、任期の問題も含めて、各分団さまざまなOB会や後援会の運用をしていると思います。ここについても、各分団の地域性というか、独自性というものを十分に配慮する中で活用できるルールを作っていくべきだと思っておりますが、今お答えできる部分があれば、お答えいただきたいと思います。

事務局 : はい、それではまずボランティア保険の件についてでございます。こちらのほうにつきましては、事務局より一定検討したところではございますが、数名の方からご意見をいただいているところでございますので、再度検討させていただきたいと思います。それと先ほど経験年数であるとか、任期、登録者数については、皆様方から色んなご意見をいただきましたので、こちらのほうにつきましても、事務局のほうで、他市の状況も勘案しながら検討させていただければと思います。また、先ほど地域性のお話ありがとうございました、確かに私もまだ知らない部分がありまして、そういった地域性があるのかなというのは、感じているところではございまして、そういったところで皆様方のご意見を伺いながら、今後より良いものにしていければと思っております。以上でございます。

会 長 : それでは、他には意見はないようですので、質疑を終わらせていただきます。なお、小金井市消防災害支援隊の創設につきましては、本日各委員から、ご意見等をいただきましたので、事務局で再度検討を行ってもらい、次回、改めて協議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

— 異議なしの声多数 —

会 長 : それでは、そのように決定させていただきます。議題(4)の「小金井市消防災害支援隊の創設について」を終了させていただきます。

次に議題(5)の「その他」を議題といたします。細部につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 : それでは、平成26年度決算及び平成27年度当初予算等について、お話をさせていただきたいと思います。配布しております資料に基づいて、ご説明させていただきます。

まず、資料8をご覧ください。こちらのほうにつきまして、昨年度の常備消防費等の決算の概要でございます。平成26年度の消防

費の総額といたしまして、14億9951万7441円の支出となっております。そのうちの1常備消防費の13億7806万7千円は、東京都消防庁への消防事務委託金となっております。次に、2の非常備消防費でございます。こちらは主に消防団の活動や消防設備等にかかった経費で、7513万5401円となっております。各項目のうち、主な経費といたしましては、11需用費でございます。平成26年度4月1日付けで新入団員が入団いたしましたので、その被服、また、都の補助金を活用しながらの新型防火衣の一部の購入を行っております。なお、新型防火衣につきましては、平成32年度までには、全団員に対して配備さるよう計画し、購入する予定となっております。続きまして、13委託費の消防団員緊急連絡システム運用委託料についてでございます。緊急連絡については、長年使用していたポケットベルから、昨年より携帯電話へのメール配信に変更し、出火報や緊急確認等の連絡をメールでお知らせするものでございます。次に、18備品購入費の消防団員募集広報用懸垂幕でございます。こちらは、平成25年12月に消防団関係者などの皆様から寄付していただきました武蔵小金井駅南口交通広場内イベント用ポールを使用し、消防団への入団を広報するため、消防団員募集広報用の懸垂幕を作成いたしました。今年度は、積極的にポールに掲揚し、消防団員の募集を行っていきたく思っております。以上が、主な決算に係る内容でございます。

続きまして、資料9の昨年度の団員の出勤状況でございます。延べ出勤人数といたしましては、7,249名の団員さんが火災・訓練・警戒等で、平成26年度に出勤していただきました。おおむね月平均7.7回程度の活動となります。1回での活動につきまして、報酬とは別に出勤手当として、3,800円支給しており、平成26年度の出勤手当の総額は、2754万6200円となっております。また、各分団の出勤回数等につきましては、資料をご覧くださいと思います。

続きまして、資料10のほうをご覧くださいと思います。こちらは平成27年度消防費予算の関係でございます。今年度の全体の一般会計予算につきましては、373億4000万円でございます。その中での消防費につきましては、17億1395万6千円となっており、総額に占める割合は4.6%という状況でございます。なお、括弧に掲載しております数字は、平成26年度の予算となっております。今年度の予算についてご説明させていただきます。消防事務の委託に関する経費が13億7806万3千円、消防団の詰所の維持管理・消火栓の改修といったものに試用する、消防施設維持管理に要する経費が3875万円、消防団の活動に要する経費が6018万9千円、防災・災害に関する災害対策に要する経費が2億3655万5千

円、最後になります。防災訓練に要する経費が39万9千円という状況でございます。消防団に關します主な事業といたしまして、新型防火衣一式購入につきましては、先ほどもお話しのとおり、計画的に今後購入を予定しております。平成27年度につきましては、13着の購入を予定しております。(2)の消防救急デジタル無線受令機への更新につきましては、今現在、アナログ式のものを使用しておりますが、平成28年5月末までしか、アナログ式のものを使用できないということになっておりまして、デジタル化への移行を進めるものとなっております。(5)の市操法審査会優勝盾は、皆様もご存知のとおり、本年5月24日に市の操法審査会が開催され、第一分団が優勝したことによる記念品の盾の購入費用でございます。(7)の防災行政無線デジタル化工事でございます。こちら、防災行政無線がアナログからデジタルに移行となっております。また、防災行政無線の老朽化などの理由から、既設の防災行政無線54基を変更するとともに、音響調査を行った結果、聞き取りづらい場所については、新たに4基増設するものとなっております。事務局からは、以上でございます。

会 長 : 本件につきまして、各委員からご意見等がありましたら、よろしく願いいたします。

鈴木委員 : 出初式を駅前広場で行うようになって、多くのギャラリー・市民の方が見てくださって、非常に関心が高いなと感じております。今年もやっていたらと思うんですけども、出初式の会場で消防団の団員の募集のアピールの工夫というか、ギャラリーの皆さんの心に届くような工夫をいただけないかなというのが一つと、あの駅前広場で出初式が開催できるようになって非常に良かったなと思っています。あれだけの人がいらっしやれば、一人ぐらい消防団に入っていたらいいかなと思うところがありまして、こここのところの工夫について何か考えがあれば伺っておきたいと思っております。

事務局 : それでは、出初式での消防団への入団に対する広報でございますが、東京都消防協会からお借りした団員募集ののぼり旗を、実は立てたこともありまして、最近ではそのぐらいなんですけど、例えばチラシを配布するなど、色々な方法があると思いますので、消防団員の募集につきましては、アンテナを広げて色々な情報をもとに、こちらからも発信していけたらと思っております。

鈴木委員 : 広報については、引き続き工夫していただきたいということと、あとはアナウンスをした時にその場で何か案内が配れるような仕掛けをひとつ作っていただきたいと、本部テントに来ていただくと資料がありますみたいな繋がりというか、工夫をしていただいたらどうかなとも感じましたので、

ちょっと検討していただければと思います。

渡邊委員： ちょっと余談なんですけれども、来年はJ-COMが撮影に来ていただけるという、お約束をいただいておりますので、そういったところも含んで考えていただきたいと思います。

渡辺委員： ちょっと意見だけなんですけど、前も決算特別委員会か予算特別委員会か何かだったと思うんですけど、若い人は今みんなインターネットじゃないですか、あとは動画ですよ。ですから、例えば、今、J-COMさんの話がありましたが、J-COMをたまたま見損ねたら、終わりになっちゃうので、DVDか何かに焼いて、入団をお勧めする対象者にお渡しできるように、ソフトをちゃんと作ってもらいたいし、消防団員になれるような世代の方は、インターネットをやらない人はいないわけですよ。やっぱり市役所のホームページ上で、例えば出初式の動画が全部見られるとかです。あと、前にお借りした消防団のPRのDVD、すごいかっこいいですよ。見たらみんな団員になりたくなるような、すごくかっこいいプロモーションビデオで、インターネットとか動画とかを活用していただきたいと思います。

野口委員： 前回の改選期のときに、市のほうに問合せ等は何件ぐらいあったんですか。入団に関してですが。分かれば教えていただきたいと思います。

事務局： 問合せの件数でございますが、私も平成26年の4月1日で地域安全課のほうに異動してきまして、ちょっと集計をとっていないので、詳細な件数までは把握していませんが、私が1年間いた中ではですね、女性の方からの問合せが数件ありまして、もちろん男性の方からもあるのですが、女性の方も積極的に「入団したいんですけど」ということで、お話をさせていただいた中で、一応お話を伺いまして、連絡先を聞いて、何かイベント等があれば、そういったところで見てくださいといったようなお話をしたりしているのですが、この1年間では4・5件というところで認識しているところでございます。

会 長： 他にご意見等はございますか。

委 員： なし

会 長： ご意見はないようですので、以上を持ちまして、平成27年度第1回小金井市消防団運営審議会を終了させていただきます。長時間にわたって、ありがとうございました。